

## 宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会規約（案）

平成25年 8月20日制定  
平成26年 4月 1日改正  
平成29年 4月 1日改正  
平成29年10月31日改正  
平成30年 5月29日改正  
令和 2年 6月 2日改正  
令和 3年 4月 1日改正  
令和 4年 4月 1日改正  
令和 5年 4月 1日改正

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）という。

（事務所）

第2条 地域協議会は、主たる事務所を公益社団法人宮城県緑化推進委員会内（仙台市青葉区堤通雨宮町4-17）に置く。

（目的）

第3条 地域協議会は、森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、里山林の整備・保全を推進し、山村地域の活性化に資することを目的とする。

（事業）

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に関すること。
- 二 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金に関すること。

### 第2章 会員等

（地域協議会の会員）

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 宮城県

- 二 市町村
- 三 森林づくり活動団体等(法人、NPO法人、ボランティア団体)
- 四 林業関係団体
- 五 学識経験者

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

(報酬等)

第7条 地域協議会に出席した会員又は代理人には、出席1回につき11,600円を上限として報償を支給することができる。

- 2 会員には、費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第8条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長1名
  - 二 副会長1名
  - 三 監事2名
- 2 前項の役員は第5条の会員の中から、総会において選任する。
  - 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第10条 役員の任期は令和8年度事業の終了後、第31条に規定する事業の精算が完了する日までとする。

2 補欠又は増員における任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第12条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、地域協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬等)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が行う。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - 二 第9条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
  - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請

求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。

- 3 総会においては、前条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項にのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

- 4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

- 6 前各項の規定にかかわらず、書面により議案を通知し、会員が書面又は電磁的記録により議決権を行使することをもって、総会の開催に代えることができる。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 規約の制定及び改廃に関すること。
- 四 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関すること。
- 五 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金の実施に関すること。
- 六 その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 地域協議会規約の変更
- 二 地域協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

- 第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。
  - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。
  - 4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
  - 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

- 第21条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長その他の職員をもって組織する。
  - 3 事務局長その他の職員は、会長が任命する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事務処理、会計処理、文書取扱、公印取扱規程 等は、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第22条 地域協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 地域協議会規約及び規程
  - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
  - 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
  - 四 その他必要な書類及び帳簿

## 第6章 会計

(事業年度)

- 第23条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終

わる。

(資金)

第24条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金
- 三 その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 地域協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 地域協議会の事務に要する経費は、第24条第1項第二号の森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金及び同条第三号のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第27条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を林野庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

## 第7章 地域協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約等の変更)

第30条 規約等を変更した場合は、会長は、遅滞なく、林野庁長官に届け出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 第4条第1項第一号及び第二号の事業が終了した場合並びに地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあつては林野庁長官に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(細則)

第32条 実施要綱その他この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成25年8月20日から施行する。
- 2 地域協議会の設立初年度の役員を選任については、第10条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第12条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 本地域協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年6月2日から施行する。

5 本地域協議会は、令和3年度事業の終了後、第31条に規定する精算等の完了をもって 解散する。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

5 削る。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。



宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

(第5条 会員名簿)

区 分	団体名	役 職	氏 名	役 員
宮城県	宮城県水産林政部	林業振興課 長	菅原 俊明	監 事
市町村	色麻町	産業振興課 長	浅野 裕	
森林づくり活動団体等 (法人、NPO法人、ボランティア団 体)	NPO法人 宮城県森林インストラクター協会		阿部 育子	
	NPO法人 S C R	代表	村上 幸枝	
林業関係団体	宮城県農林種苗農業協同 組合	参事	千田 政明	監 事
学識経験者			阿部 鴻文	副会長
			鈴木 登	
	(株)宮城環境保全研究所	取締役社長	沼倉 啓喜	会 長

